

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月25日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 阿弥陀ヶ峯国有林境界検測事業
- (2) 事業場所 京都府京都市東山区 阿弥陀ヶ峯国有林
- (3) 測量数量 別紙 事業内訳書参照
- (4) 事業期間 契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで
- (5) 納付場所 京都大阪森林管理事務所
- (6) 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条に規定する、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等」（「調査・研究」）を有し、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「近畿」を選択している者であること。又は令和5・6年度に係る林野庁競争参加有資格者名簿「測量・建設コンサルタント等」のうち「測量」又は「土地家屋」に登録されており、それを証明する書類を提出できる者であること。
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条に定める事業者としての登録を受けており、公共測量の経験のある測量士を有すること。
また、その登録を証明する書類を提出できる者であること。
- (4) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの間に、次に示すいずれかの業務を元請けとして実施した実績があり、その実績を証明する書類（契約書、請書、注文書、

完了通知書もしくはこれに代わる証明書）を提出できる者であること。

（ア）測量法第5条で規定する公共測量であって、（イ）と同種の業務。

（イ）林野庁測定規程（平成24年1月6日付け23林国業第100号－1）に基づく境界測量又は境界検測

上記（ア）（イ）いずれかを証明する書類を提出すること。

（5）次に掲げる技術者を当該業務に配置できること。

ア 主任技術者

上記2（4）の業務の経験がある測量士で、かつ、1表に掲げる技術者のうち、「主任技師」に該当する者で測量技術上の管理を行うことができる者

イ 現場代理人

1表に掲げる技術者のうち、「助手」を除くいずれかに該当する者で、当該業務の現場に常駐し、発注者又は監督職員の指示に従い、事業現場での実施に関する一切の事項を処理できる者

なお、主任技術者は現場代理人を兼任することができる。

主任技術者及び現場代理人として配置を予定する者については、次に掲げる書類を提出すること。

①測量士等の資格証明書

②1表の実務経験を証明するもの（次の（ア）・（イ）のいずれかを提出）

（ア）契約書、請書、発注者が発行した履行（完成）通知書等の写し

（イ）配置予定者が、上記（ア）の事業に従事していたことが確認できるもの。

なお、（イ）について証明する書類等の提出が困難な場合、所属する事業所等の代表者が証明する作業経歴書をそれに代えることができる。（任意様式、代表者印の押印があるもの。）

1表

技術者の名称及び資格区分

技術者の名称	資格区分
主任技師	現在測量士で測量に関し測量士または測量士補として14年以上の実務経験を有する者
技師	現在測量士補で測量に関し測量士若しくは測量士補として9年以上の実務経験を有する者、又は測定業務において測量に関し15年以上の実務経験がある者
技師補	現在測量士で測量に関し測量士若しくは測量士補として1年以上の実務経験を有する者、又は測定業務において測量に関し8年以上の実務経験を有する者
助手	主任技師、技師、技師補以外の測量技術者

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

- (7) 近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 電子調達システムにより参加する場合は、電子認証（ICカード等）を取得していること。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 担当部局：〒602-8054

京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 102

京都大阪森林管理事務所 総務グループ

電話 075-414-9822

メールアドレス：nyusatsu_kyoto@maff.go.jp

- (2) 本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、上記2(2)から(5)の証明書類を書式1と共に提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

(ア) 提出方法

電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル LZH 形式

なお、送信した申請書等の差替え及び追加提出については、(イ)の提出期間内において受け付けるが、必ず3(1)の担当部局に連絡し、許可を受けてから提出すること。

- (イ) 提出期間：令和6年4月26日(金)9時00分から令和6年5月14日(火)17時00分まで。(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

イ 紙入札方式により参加する場合

- (ア) 原則として電子メールにより提出するものとし、(1)のメールアドレスに(イ)の提出期間内に必着とする。

- (イ) 提出期間：令和6年4月26日(金)9時00分から令和6年5月14日(火)17時00分まで(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭63年12月13日法律第91号)第1条第1項各号にかかげる行政機関の休日を除く。)

(エ) 提出場所：(1)に同じ

上記(3)に規定する期限までに申請書類及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

なお、競争参加資格がないことが確認された者には、令和6年5月17日(金)17時00分までに、その旨を電子調達システム、電話等により連絡する。

4 契約条項及び閲覧図書等を交付・閲覧する場所及び日時

(1) 場所 〒602-8054

京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102

京都大阪森林管理事務所 総務グループ

電話：075-414-9822

(2) 日時 令和6年4月25日(木)9時00分から令和6年5月20日(月)17時00分まで(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭63年12月13日法律第91号)第1条第1項各号にかかげる行政機関の休日を除く。)

(3) その他 資料は無料である。

入札説明書及び閲覧図書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。

なお、ダウンロードが不可能な場合は、電子データで交付するのでデータを記録することができる記録媒体(CD-R、CD-RWに限る。)を持参し窓口で申し出ること。

入札説明書及び閲覧図書の郵送での配布はしない。

5 入札・開札の場所及び日時

(1) 電子調達システムにより参加する場合

ア 入札の日時

令和6年5月16日(木)9時00分から令和6年5月21日(火)13時00分までに入札金額の送信を行うこと。

イ 開札の場所及び日時

(2) イと同様

(2) 紙入札で参加する場合

ア 入札の場所及び日時

・場 所：京都大阪森林管理事務所 会議室

・日 時：令和6年5月21日(火)13時30分入札開始とする。

イ 開札の場所及び日時

・場 所：京都大阪森林管理事務所 会議室

・日 時：令和6年5月21日(火)13時30分入札締切後、速やかに開札とする。

入札書は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。電送等によるものは受け付けない。

なお、郵送の方法は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には事業の名称又は氏名を朱書きし、外封筒には「令和6年5月21日開札、阿弥陀ヶ峯国有林境界検測事業の入札書在中」と朱書きし、令和6年5月20日（月）17時00分までに必着すること（送付先は、3（1）に同じ。）。

競争参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し提出しなければならない。

なお、「資格審査結果通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

また、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できない。

- 6 会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の4第1項の保証金（以下「入札保証金」という。）及び同法第29条の9第1項の契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は免除する。

7 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載（電子調達システムによる場合は、システムに入力）すること。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

本公告に記載無き事項は入札説明書による。

以上、公告する。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」

をご覧ください。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。